

## 登米市監査委員告示第2号

住民監査請求に基づく監査の結果による令和3年12月16日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第242条第9項前段の規定により登米市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和4年1月28日

登米市監査委員 千葉 良悦

登米市監査委員 岩淵 正宏

### 記

#### 1 勧告の内容

初任給の決定を誤って、過大な支給をしたことは財務会計行為の瑕疵であり、1,356,539円は市の損害である。対象者に返還を求めなかったことは妥当と思われるが、返還請求の権利を放棄するのであれば、地方自治法第96条第10項の規定により議会の承認を得ることが必要であり、適正な措置を講ずることを勧告する。

#### 2 勧告に基づき講じた措置

初任給決定の誤りによって生じた過大支給分1,356,539円を市の損害と認め、損害賠償として補填することとする。

損害賠償の補填にあたっては、当該過大支給があった年度に在任していた市長が行うものとし、前市長及び現市長がそれぞれ補填する。

なお、損害に係る債権の放棄を行わず、上記のとおり損害賠償請求権を行使し損害を補填させることとしたため、当該債権に係る債権放棄の議決は不要となるもの。

##### (1) 損害賠償請求の通知

令和4年1月26日

##### (2) 損害賠償金の支払期限

令和4年2月10日